

政策評価調書(30年度実績)

政策名	男女が共に支える社会づくりの推進	政策コード	Ⅱ-3	関係部局名	生活環境部、福祉保健部、商工観光労働部、教育庁
-----	------------------	-------	-----	-------	-------------------------

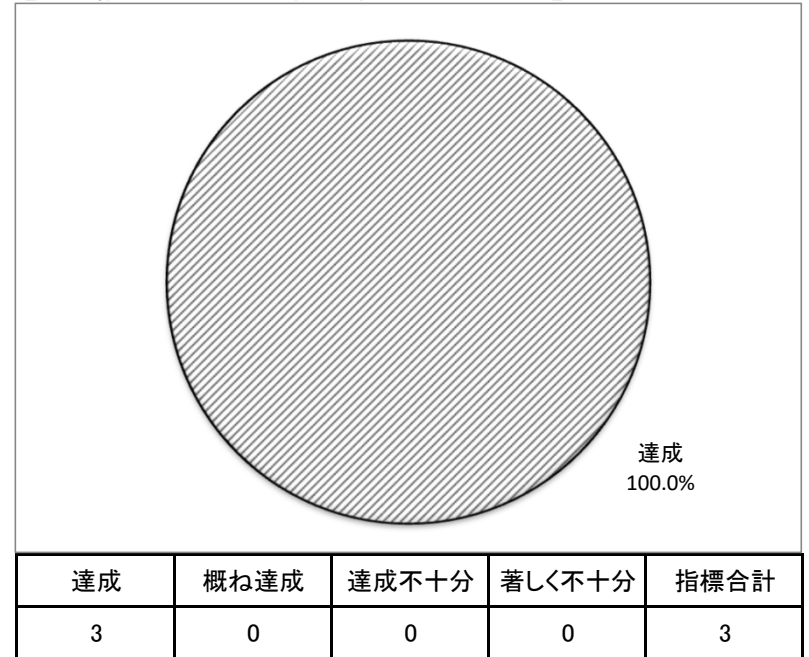
【Ⅰ. 政策の概要】

固定的な性別役割分担意識を解消し、働く場をはじめあらゆる分野での女性の活躍を推進するとともに、男女が性別に関わりなく社会の対等な構成員として、その個性と能力を発揮し、共に多様な生き方や働き方を実現できる男女共同参画社会づくりを進める。

【Ⅲ. 政策を構成する施策の評価結果】

	施策名	指標評価	総合評価
1	女性の活躍推進と男女共同参画社会の構築	達成	A

【Ⅱ. 構成施策の目標指標の達成状況】



【Ⅴ. 政策を取り巻く社会経済情勢・今後の動向】

少子高齢化が進み、労働力人口の減少が懸念される中、国は労働力の確保に向け、多様な人材の活躍、特に女性の活躍を推進しており、R1年には「女性活躍推進法」を改正するなど「すべての女性が輝く社会づくり」を推進している。

しかしながら、第1子出産を機に約半数が離職する等、出産、育児、介護などを契機として離職する女性は依然として多く、特に30代女性の就業率が落ち込む状況は改善されていない。一方、働いていない30代女性の就業希望率は6割を超えており、女性のライフステージに応じた就労環境の充実が求められている。

また、民間企業等における管理職に占める女性の割合は上昇傾向にあるものの、依然として女性の管理職候補や女性管理職のロールモデルが少ないこともあり、企業経営者に女性を登用する機運の更なる醸成が必要である。

そこで、企業経営者への啓発等により勤務時間の柔軟な制度運用などの働き方改革や、全ての人々が働きやすい職場環境づくりを進め、意欲と能力のある女性の就労支援や能力開発に取り組むとともに、女性の登用を促進し、女性の活躍推進と男女共同参画社会の構築を図る。

【Ⅳ. 評価が著しく不十分となった指標】

指標名	達成率
該当なし	—